

国有林の地域別の森林計画(案)に対する意見の 要旨及び当該意見の処理の結果

(上川北部森林計画区)

北海道森林管理局

国有林の地域別の森林計画(案)を公衆の縦覧に供した結果、森林法第7条の2第4項において準用する同法第6条第2項に基づく意見の申し立てはありませんでした。

また、同法第7条の2第5項に基づく北海道知事等への意見聴取、及び「地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いについて(15林整計第341号)」別紙の第5の4に基づく学識経験者への意見聴取における意見の要旨及び当該意見の処理結果は、以下のとおりです。

* 処理結果の区分について

- 1 趣旨を取り入れているもの：すでに本計画に趣旨等が記述されているもの、又は林野庁が定めた通達等により趣旨に添って行っていくこととしているものです。
- 2 趣旨の一部を取り入れているもの：本計画に意見をそのまま記述することは困難ですが、一部意見書の趣旨を本計画に記述しているもの、又は林野庁が定める通達等により趣旨の一部を取り入れて行うこととしているものです。
- 3 修 文 す る も の：意見を踏まえ、計画(案)を修文したものです。
- 4 今 後 の 検 討 課 題 等：意見書趣旨からして、意見をそのまま本計画に記述することは困難であり、今後の検討課題等とさせて頂くものです。

該当箇所	意見の要旨	処理結果	処理結果の理由
I 2(4)	<p>林道の開設、拡張について、計画に対する実行歩合が低い。 育林も含めて、森林整備の根幹となるので、早期の実行を望む。</p>	4	<p>ご指摘のとおり、林道の開設、拡張の実績歩合が低くなっていますが、林道は、森林整備を実施するために不可欠であることから、必要予算を確保し事業実行に努めていく考えです。</p>
II 第2 2(2)イ	<p>オオタカは本年9月に「種の保存法」の「国内希少野生生物種」の指定解除や「環境省レッドリスト」から「準絶滅危惧種」の指定が解除になっているが、引き続き、オオタカの生息環境の保全に取り組むのであれば、その旨書き込むべき。</p>	3	<p>ご指摘の趣旨を踏まえ、全計画区のII第2の2(2)イに『猛禽類の多くは・・・中略・・・。また、オオタカは平成29年9月に、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づく「国内希少野生動植物種」の指定が解除になったものの、比較的低山帯、平地林にも多く生息し、森林施業と密接に関わっていることから、引き続き、その生息環境の保全に努める。』に修正いたします。</p>
II 第3 2(1)	<p>造林に関する事項 人工造林のところで、「品質の向上・省力化を目指し育種種苗の積極的な利用を図る」旨文言に入れるべき。</p>	3	<p>ご意見があった文言については、全計画区のII第3の2(1)アに追記することとします。</p>